

1. 魅力ある職場づくり推進奨励金について

東京都では公益財団法人東京しごと財団を通じて企業の人材確保・職場環境整備を推進する事業を行っており、対象となる企業に対して各種助成金・奨励金の支給を行なっています。最近では「魅力ある職場づくり推進奨励金」の事業を行っており、令和5年度のほぼ毎月、毎回120社募集しています。

奨励金の受給要件は東京しごと財団が指定する従業員のエンゲージメント向上に向けた取組9項目(各10万円最大40万円)、結婚等のライフステージを支援する取組5項目(各10万円最大30万円)、賃金引き上げの取組1項目(従業員1人当たり6万円最大60万円)、合計15項目の中から2つ以上を選択し、2回の専門家の派遣、助言を受け取組登録後に新たな制度を整備・賃金引き上げを実施することです。昨年12月から募集されていますが人気のように抽選で事業者の選定されている回もあるようです。

取組そのものは主に会社における制度を制定すること、あるいは賃金を引き上げることで手間を惜しまなければそう難しいものではありませんが、奨励金受給にあたっては魅力ある職場づくり推進奨励金の「事業の流れ」に沿って順番と期限を厳守して登録作業、専門家との相談、取組目標の設定・登録、制度制定・賃金引き上げを行わないと受給されないの注意が必要です。年単位の取り組みになる場合もありますのですぐお金になるわけではありませんのでご注意ください。事前エントリーはオンラインのみで、エントリーまでに改定前の就業規則の届け出がされていることが必要です。この他にも本奨励金の取組の際、労働基準監督署へ届出が必要のない労使協定を届け出る必要があることも注意点です。詳しくは以下のURLをご参照ください。東京しごと財団「魅力ある職場づくり奨励金」 <https://www.tokyo-engagement.jp>

2. 労働時間、休憩、休日に関する規定の適用除外

労働基準法では、労働時間については1日8時間、1週間に40時間(常時10人未満の一部の業種の事業では44時間)までとし、休憩は労働時間が6時間を越えるときには45分、8時間を越えたときには1時間、休日は毎週1日以上、もしくは4週間に4日以上与えることと定めていますが、農水産業従事者、事業の種類にかかわらず管理監督の地位にある人または機密の事務を取り扱う人、監視または断続的労働従事者で労働基準監督所長の許可を受けた人、宿直または日直勤務に断続的に従事する労働基準監督所長の許可を受けた人には、労働時間、休憩、休日の適用が除外されます。

農水産業は、天気や季節などの自然条件によって実態に合わないため適用を除外されていますが、林業については適用除外ではありません。管理監督者は、労働条件の決定などの労務管理について経営者と一体的な立場にあり、出退勤について厳格な制限を受けない地位の者とされて、単なる名ばかり管理職は言うまでもなく含まれません。機密の事務を取り扱うとは、労働時間、休憩、休日の適用がない経営者や管理監督者と一体となっておこなう秘書などの業務のことです。監視または断続的労働は門番、守衛などのように労働密度が高くなく、疲労や緊張があまりないと判断される場合に許可される労働で、許可を得ない限り適用は除外されません。宿日直勤務については、原則として通常の業務の継続は認められませんが、週に1回の宿直、月に1回の日直といった労働密度が薄い場合には認められます。

なお、いずれのケースでも労働時間等の適用が除外されるとしても、年次有給休暇付与や深夜労働などの適用は除外されませんので、労働時間が深夜に渡った場合には、深夜割増賃金(25%以上)を支払わなければなりません。



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

先日、約4年ぶりに浅草橋の阿波踊りのお祭りに参加しました。踊り子も見物客も久々のお祭りに大変盛り上がりました。4年前と大きく変わったのは観客の層で、外国人の方が多かったです。しかもビデオカメラとマイクでどこかに配信している様子。きっと動画配信をしているのでしょう。新しい観戦スタイルで以前とは異なる風景でした。(秋山)